

仕 様 書

1 主管課（給油対象車両の保有課）等

別紙のとおり

2 予定数量（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの分）

別紙のとおり

ただし、見込み数量であり、数量を保証するものではない。

3 納入場所

受注者の所轄するガソリンスタンド

4 給油カード

- (1) 受注者は、車両1台につき1枚、磁気カードによる給油カードを作成しなければならない。給油カードには、できる限り所属名及び車番（自動車登録番号）を記載するものとする。
- (2) 磁気カードは、発注者が保管する。
- (3) 給油にあたっては、本市職員の指示に従うこと。
- (4) 受注者は、納品（給油の終了）の際、納品書を発注者に交付すること。
- (5) 給油の際、給油カードに記載する登録番号の車両であることを確認すること。

5 代金の請求方法

代金は1か月ごとに、別紙に記載する車両の保有課ごとに請求すること。

また、主管課（車両の保有課）によっては、車両ごとの請求書が必要な場合もあるので、当該主管課の指示に従うこと。

（参考） 約款第5条第2項の資源エネルギー庁の給油所小売価格調査結果の掲載場所
資源エネルギー庁のホームページアドレス

「http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html#headline4」

主 管 課	購入予定数量 (台)		対象車両台数	
	レギュラー ガソリン	軽油	自動車(台)	二輪車(台)
東区区政調整課	5 8 6	1, 0 5 9	5	0
東区地域起こし推進課	3 5 0	0	1	0
東区地域支えあい課	6 5 6	3 0 0	4	1
東区福祉課	1 0 0	3 8 0	1	2
東区生活課	4 0	4 5 0	1	4
東区維持管理課	4, 7 2 0	1, 1 7 3	1 1	2
東区建築課	0	2 6 6	1	0
東部市税事務所	4 0 0	1, 0 0 0	4	1 3
広島市農業委員会	1, 0 2 5	0	2	0
合 計	7, 8 7 7	4, 6 2 8	3 0	2 2

(注) 車両の新規登録及び廃車等により、車両台数に変更が生じることもあります。